

ARK

Interest Incorporated Association

エー・アール・ケイ マンスリー 公益社団法人愛知労働基準協会

2024

11

vol.590



リスクアセスメントを通じPQCD SMEはひとつにできる。

愛知労働基準協会は、愛知労働局が提唱する「安全経営あいち®」の理念に賛同しています。

CONTENTS

1-2 ・11月は「過労死等防止啓発月間」です

- 3 ・11月「過労死等防止啓発月間」に「過重労働解消キャンペーン」を実施します
- ・11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

- 4 ・愛知県特定最低賃金が12月16日から改正予定
- ・令和6年度 職場の年末安全衛生推進運動実施要綱

- 5 ・愛知労働局が道路貨物運送業に対する県内一斉合同パトロールを実施しました
- ・【全国労働衛生週間】愛知労働局が「腰痛予防対策」を中心にパトロールを実施しました

- 6 ・災害発生状況
- ・改正育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法オンライン説明会を開催します
- ・「あいち県民の日」・「あいちウィーク」～年次有給休暇を活用して愛知県の魅力に触れよう～

7-8 ・フリーランスの取引に関する新しい法律が11月スタートします！

- 9 ・労働安全衛生関係の一部の手續の電子申請が義務化されます(2025年1月1日～)

- 10 ・連載 最終回 令和5年度の最低賃金の履行確保に係る監督指導結果について
平井 秀明 氏 (愛知労働局 労働基準部 賃金課長)

- 11 ・連載 第5回 (全6回) 「復職時 (休職期間満了直前) の対応」
有田労務管理事務所 社会保険労務士 有田 知史 氏

- 12 ・リスクアセスメントセミナー・安全衛生相談会を岡谷鋼機名古屋公会堂で同時開催
- ・リスクアセスメントセミナーを西尾コンベンションホールで開催

- 13 ・自律的な化学物質管理の進め方について (応用編) ～化学物質管理者の職務について理解しよう！～を開催
- ・労働法の基礎を分かりやすく学ぶ無料セミナーをアイブラザー宮で開催

- 14 ・新春懇談会 開催案内
- ・第12回がん就労を考える会 報告
- ・【愛知労働基準協会の講習について】
振替申込み制度廃止のお知らせ (令和8年4月1日より)

- 15 ・技能講習等講習会予定表

「過労死等防止対策推進法」では、11月を「過労死等防止啓発月間」としています。

このため、厚生労働省では、その一環として「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向け、集中的な周知・啓発等に取り組むこととしています。

しごとより、 いのち。

仕事は本来、やりがいや生きがいを生み出し、

人生を豊かにしてくれるもの。

働き過ぎで心や体の健康を損なうことは

絶対にあってはなりません。

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

STOP!
過労死

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

労働条件等に関するご相談は・・・

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、
総合労働相談コーナーにご相談ください。(開庁時間 平日8:30~17:15)



●労働条件相談ほっとライン(電話相談)

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。
日本語の他、13言語に対応しています。(2022/4/1現在)
"Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available.

0120-811-610

平日/17:00~22:00 土・日・祝日/9:00~21:00 (12/29~1/3を除く)



●確かめよう労働条件(ポータルサイト)

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者や
そのご家族向け、事業主や人事労務担当者向け
にその内容を分けて掲載しています。

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



ハラスメントに関するご相談は・・・

●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントについての相談はこちら。
[http://www.mhlw.go.jp/general/seido/
chihou/kaiketu/soudan.html](http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html)



●都道府県労働局雇用環境・均等部(室)一覧

セクシュアルハラスメントなどの相談はこちら。
[https://www.mhlw.go.jp/content/
000177581.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf)



●ハラスメント悩み相談室

土曜・日曜の相談やメール・SNSでの
相談にも無料で応じています。
<https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/>



●あかるい職場応援団(ポータルサイト)

ハラスメント対策に役立つ情報の
提供を行っています。
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は・・・

●こころの耳電話相談

メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に
関することについて無料で相談に応じています。

0120-565-455

月・火/17:00~22:00 土・日/10:00~16:00 (祝日及び年末年始を除く)

メール相談 24時間受付

SNS相談 月・火 17:00~22:00
土・日 10:00~16:00
(祝日及び年末年始を除く)



●こころの耳(ポータルサイト)

こころの不調や不安に悩む働く方や職場のメ
ンタルヘルス対策に取り組む事業者の方などの
支援や、役立つ情報の提供を行っています。
<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



●まもろうよこころ

「死にたい」、「消えたい」などの悩みや不安を
抱えていたら、相談してください。電話やSNS
の相談窓口を紹介しています。
<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>



過労死の防止のための
活動を行う

民間団体の
相談窓口

過労死等防止対策推進全国センター
<http://karoshi-boushi.net/>



全国過労死を考える家族の会
<http://karoshi-kazoku.net/>



過労死弁護団
全国連絡会議

(過労死110番全国ネットワーク)
<http://karoshi.jp/>



参加
無料

過労死等防止対策推進シンポジウム

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

お問い合わせ先

専用ナビダイヤル
(月~金 9:00~17:30)

0570-080-082



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

11月「過労死等防止啓発月間」に「過重労働解消キャンペーン」を実施します

愛知労働局

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に次の取組みを実施します。

1 労使の主体的な取組を促進します
使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。

2 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します
都道府県労働局長が管内企業の経営トップとの意見交換により、長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

3 長時間労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します
長時間労働が疑われる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

労働相談を実施します

相談 無料

11月2日（土）を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

4 令和6年11月2日（土）
9:00～17:00  **0120-794-713**

11月1日～7日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。

相談窓口の詳細 ▶ <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>



過重労働解消のためのセミナーを開催します

参加費無料

5 事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月を中心に、「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します（無料でどなたでも参加できます）。※詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ ▶ <https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/>



11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

愛知労働局



事業主のあたりまえの義務
ひとりでも
働く職場に
労働保険

— 守る責任。加入する義務。 —
労働保険

労災保険 + 雇用保険

電子申請なら24時間、365日いつでも手続可能！口座振替納付も便利

詳しくは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

雇用保険ホームページ ▶ <https://www.mhlw.go.jp> | 労働保険相談サイト | 労働保険相談ダイヤル | 労働保険相談センター

正社員、パート、アルバイト。
雇用形態に関わらず、ひとりでも雇っている場合、事業主は労働保険（労災保険・雇用保険）の手続きを行う義務があります。
忘れずに労働保険の手続きを。
◎ 詳しくは、愛知労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。

- 労働保険とは、労災保険と雇用保険を総称した言葉です。
- 労働保険の手続きを行っていない期間中に労災に該当する事故が発生した場合は、事業主から遡って保険料を徴収するほかに、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収する場合もあります。
- 電子申請での手続き、口座振替納付が便利です（電子申請は24時間、365日いつでもOK！）。

※ 詳しくは、同封のリーフレットをご確認ください。

愛知県特定最低賃金が12月16日から改正予定

愛知労働局

令和6年10月16日、愛知労働局長は、愛知地方最低賃金審議会会長より現行の愛知県特定最低賃金(2業種)の時間額を改正決定する旨の答申を受けました。官報公示、異議申出に関する手続きを経た上で、12月16日から効力が発生する予定です。なお、愛知県の最低賃金には、すべての労働者に適用される「愛知県最低賃金」と特定の産業の労働者に適用される「特定最低賃金」とがあり、今回答申を受けたのは「特定最低賃金」です。「愛知県最低賃金」は、令和6年10月1日から時間額1,077円に改定されています。



(写真左 中山審議会会長、写真右 小林愛知労働局長)▶

愛知県特定最低賃金一覧表

令和6年10月16日答申

特定最低賃金名	現行金額 (時間額)	引上額	答申金額 (時間額)	引上率	効力発生 予定日
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、 鋼材製造業最低賃金	1,059円	52円	1,111円	4.91%	令和6年 12月16日
輸送用機械器具製造業最低賃金	1,028円	53円	1,081円	5.16%	

愛知県の最低賃金の詳細は、愛知労働局ホームページ (https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/chingin_kanairoudou/saiteichingin_toukei/saiteichingin.html) または右の二次元コードからご確認ください。



令和6年度 職場の年末安全衛生推進運動実施要綱

愛知労働局・管下労働基準監督署

1 趣 旨

愛知労働局管内において、令和5年に労働災害により亡くなられた方は35人（前年比1人減）、新型コロナウイルス感染症を除く死傷災害に被災された方（以下「死傷者」という。）は7,817人前年比3.0%増となっています。

また、本年9月末日現在、労働災害により亡くなられた方は21人（前年同期比1人増）、死傷者は5,209人（前年同期比5.5%増）となっており、死傷者数は、高止まりとなっています。

愛知労働局及び管下労働基準監督署では、自律的でポジティブな安全衛生管理の促進を図るため、「安全経営あいち®」を推進しており、年末を迎えるに当たり、働く方々が誰一人ケガをすることなく明るい新年を迎えられるよう、現場や作業の実態と関わる危なさを把握し、事業者が守るべき「基本」を決め、労働者が定められた基本動作を守るという「基本的な管理」を日々実践していくことを提唱し、「令和6年度 職場の年末安全衛生推進運動」を実施します。

2 スローガン：「無災害 みんなで迎える 明るい新年」

3 実施期間：令和6年12月1日～令和6年12月31日

4 主 唱 者：愛知労働局及び管下労働基準監督署

5 協 賛 者：中央労働災害防止協会中部安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会愛知県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会愛知県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会東海総支部、林業・木材製造業労働災害防止協会愛知県支部、(独)労働者健康安全機構愛知産業保健総合支援センター、(公財)安全衛生技術試験協会中部安全衛生技術センター、(公社)愛知労働基準協会、各地区労働基準協会、(公社)建設荷役車両安全技術協会愛知県支部、(一財)東海北陸鉱山会、(一社)日本砕石協会愛知県支部、(一社)日本ボイラ協会愛知支部、(一社)日本クレーン協会東海支部、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会愛知支部（計28団体）

6 主唱者及び協賛者の実施事項

- (1) 局署及び労働災害防止団体との合同パトロール
- (2) 本運動の周知による管内事業場の安全衛生意識の啓発

7 事業場における実施事項

- (1) 事業者の実施事項
 - 現場や作業の実態と関わる危なさの把握
 - 守るべき「基本」を決め労働者への徹底を図る
- (2) 労働者の実施事項
 - 定められた基本の遵守



愛知労働局が道路貨物運送業に対する 県内一斉合同パトロールを実施しました

愛知労働局（局長 小林 洋子 氏）は、道路貨物運送業での労働災害が令和5年には過去10年間で2番目に多くなるなど増加傾向が続いており、過去5年間では同災害のうち墜落・転落災害が30%を占めていることから、これらに歯止めをかけるため、9月15日から10月15日までの予定で、県下の各労働基準監督署において、労働災害防止団体等と合同により、県内一斉合同パトロールを実施しました。

9月25日には、積極的な安全衛生管理が行われており、他の範となる優良事業場として、名鉄運輸株式会社 江南支店（名鉄運輸株式会社 名鉄トラックターミナル 中部／江南市）に愛知労働局労働基準部長（高橋 嘉寿満 氏）がパトロールを実施しました。

はじめに休憩室や仮眠室を視察し、広さや明るさなど利用される従業員の方への使いやすい工夫が随所に設けられている様子が確認できました。

つぎに倉庫棟では、トラック荷台への昇降設備の準備により墜落転落リスクを低減させている効果の確認やフォークリフトの後方を光で照らし作業者との接触防止を図る対策について説明を受けました。

また、シーリングファンや空調設備の設置による熱中症対策について、職場環境改善はもちろんのこと空気が循環することにより熱による商品の破損が無くなったことの説明を受けました。

パトロール後、高橋労働基準部長は「同社は、積極的な安全衛生管理が行われており、好事例等を確認させていただきました。トラックについてテールゲートリフター装備車を導入し、作業の効率化のみでなく荷役作業でも墜落・転落防止につながっていることが確認できました。他の事業場においても、守らなければならないこととその実践を基本としてすべての労働者が安全に働けるよう一層の安全衛生管理の推進をお願いします。」とのコメントがありました。



パトロールの様子
(写真中央 高橋基準部長)



トラックへ荷を積み様子

【全国労働衛生週間】愛知労働局が 「腰痛予防対策」を中心にパトロールを実施しました

愛知労働局（局長 小林 洋子 氏）は、令和6年度第75回全国労働衛生週間（10月1日～7日）にあたって、10月1日に社会福祉法人 なごや福祉施設協会 なごやかハウス希望ヶ丘（名古屋市）において、パトロールを実施しました。

今回のパトロールでは、社会福祉施設では介護作業による腰痛災害が最も多くなっていることから、介護リフト等の福祉機器の使用による身体への負荷低減の状況などを確認しました。

初めに、浴室に設置された天井走行リフトによる車椅子からストレッチャーへの移乗や自立移動が困難な方の移乗の流れを確認し、従来では2人作業のところ、一人作業が可能となり、腰部等の負担が低減されていました。また、「フレックスボード」や「スライディングボード」と称されるボード上で体を滑らせることで移乗が容易になり、腰部への負担が低減されていました。

最後に、「見守り介護ロボット」と称する心拍、体動、睡眠等の状況を離れた場所で見守る支援型ロボットにより、夜間スタッフの巡回機会を減らし、疲労の低減対策を確認しました。

パトロールの最後に、高橋労働基準部長からは、「職業性疾病で多くを占めている腰痛に対し、愛知労働局では腰痛防止対策の周知・啓発を推進している。人の手での作業は労働災害のリスクが高いことから、介護ロボットの普及が重要となっている。また、センサー機器の導入により夜間勤務の負担低減となるような、就業への魅力に繋がるような好事例を水平展開し、防止対策を推進していく。」とのお話がありました。



天井走行リフトの使用状況



床走行式リフトの使用状況



床走行式リフトの使用状況

災 害 発 生 状 況

愛知労働局

愛知県の全産業死亡災害一覧（令和6年10月7日現在）

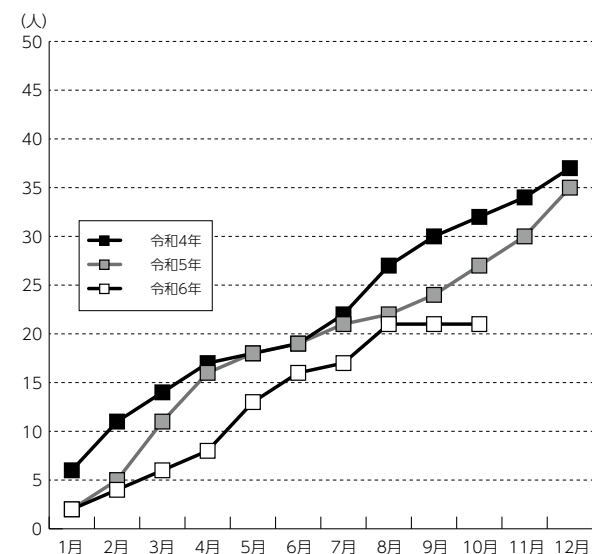
愛知県の全産業死亡災害は、令和6年9月11日～10月7日での報告はありませんでした。

愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和6年10月7日現在の速報値）

令和6年発生分 ※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

業 種	年 別	令和6年速報値	令和5年同時期 (速報値)	令和5年確定値
製 造 業		5 (1)	6	8
食 料 品 製 造 業				
化 学 工 業				
鉄 鋼・非 鉄 金 属			3	3
金 属 製 品	1			
一 般・電 気・輸 送 用	2 (1)			
そ の 他	2		3	5
建 設 業		6 (1)	3 (1)	6 (1)
土 木 工 事 業				
建 築 工 事 業	4		3 (1)	6 (1)
そ の 他	2 (1)			
陸 上 貨 物 運 送 事 業	1		5 (1)	10 (3)
商 業		6 (5)	3 (1)	4 (2)
卸 売 業			2	2
小 売 業	5 (4)		1 (1)	2 (2)
そ の 他	1 (1)			
清 掃・と 畜 業	1		3	4
上 記 以 外 の 事 業	2 (1)		2 (1)	3 (1)
合 計		21 (8)	22 (4)	35 (7)

月別死亡災害発生状況積算グラフ



改正育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法オンライン説明会を開催します

愛知労働局

育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法の改正に伴い、事業主のみなさまに改正内容への理解を深め、適切に対応していただくため、「改正育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法オンライン説明会」を開催します。

〈 日 時 〉 ①12月16日（月）14:00～16:00 ②12月17日（火）14:00～16:00
③12月18日（水）14:00～16:00

※各回定員280名、内容はいずれも同じです。

〈 開 催 方 法 〉 Zoomによるオンライン開催

【担当部署】愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課（ 電話 052-857-0312 ）



詳しくは、二次元コードからご確認ください。

「あいち県民の日」・「あいちウィーク」～年次有給休暇を活用して愛知県の魅力に触れよう～

11月27日は、「あいち県民の日」です。年次有給休暇を取得して、家族と過ごしたり、地域の活動に参加したり、新しい働き方・休み方をはじめましょう。

【地域のイベントや自治体活動にあわせて、有給休暇を取得しましょう！】

年次有給休暇の取得は、労働者の心身の健康増進や、モチベーションアップ、生産性向上による企業のメリットだけではなく、地域活動への参加の機会が広がり、地域社会の活性化に繋がります。

誰もが暮らしやすい愛知県の実現のために、年次有給休暇の取得促進に取り組みましょう。

【年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう！】

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

<あいち県民の日>とは

明治5（1872）年11月27日に、当時の愛知県（改称前は、名古屋県）と額田県が合併し、「現在の愛知県」が誕生しました。令和4（2022）年に県政150周年を迎えたことを契機として、11月27日を「あいち県民の日」とする条例を定めました。

<あいちウィーク>とは

「あいち県民の日」を含む直前1週間（11月21日～27日まで）を「あいちウィーク」と定め、期間中、県の施設等が割引や無料で利用できたり、愛知県の魅力を発信するイベントなどが愛知県内の各地で行われます。



フリーランスの取引に関する 新しい法律が11月にスタート！

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が
2024年11月1日に施行されます。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

- ①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と
 - ②フリーランスの方の就業環境の整備
- を図ることを目的としています。

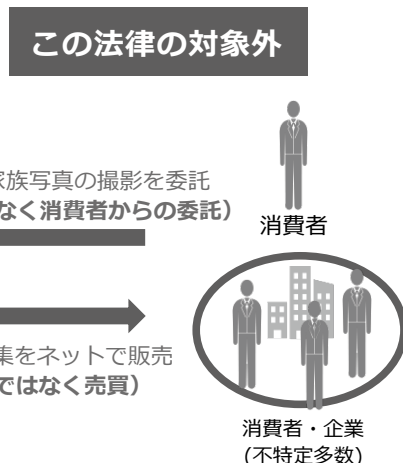
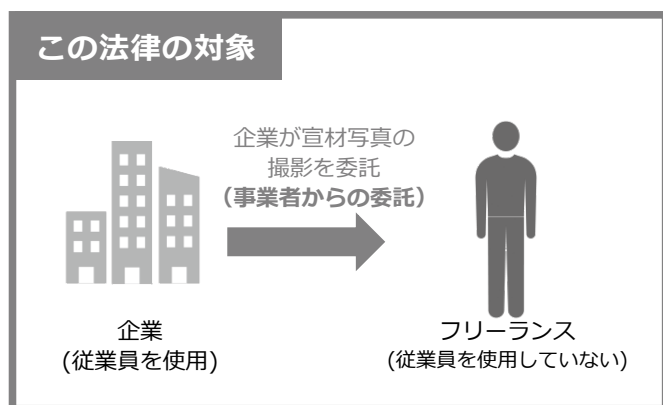
法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※ 一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合がありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

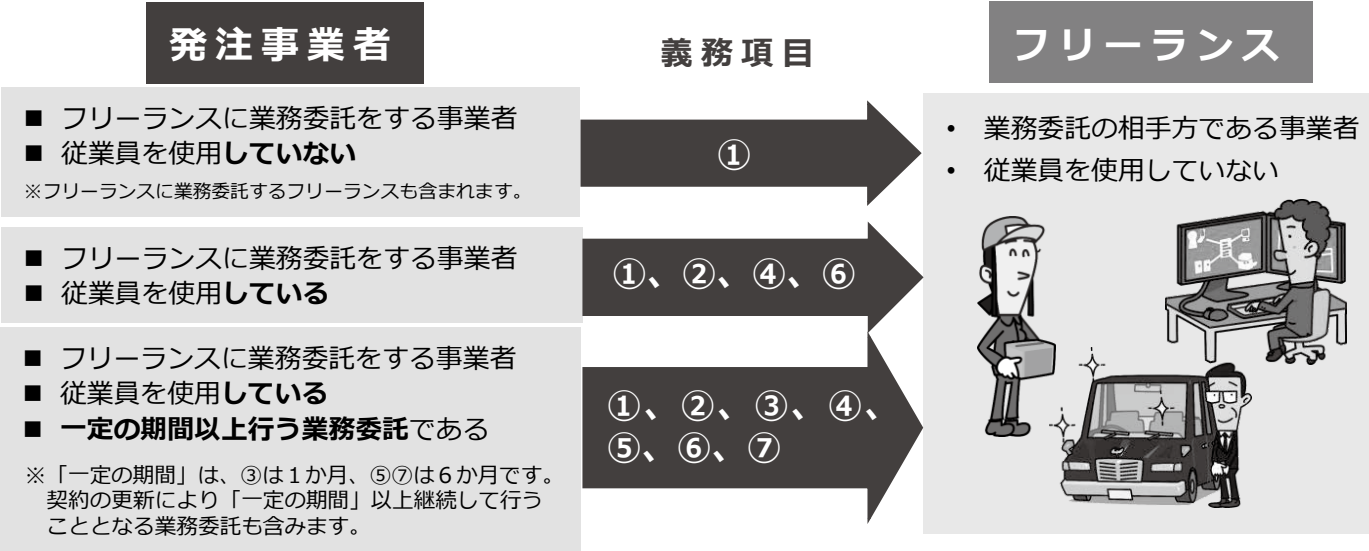
例：フリーランスとして働くカメラマンの場合



- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者を含みません。具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上雇用が見込まれる者」が「従業員」にあたります。
- 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「フリーランス」にあたります。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。



義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領／役務提供を受ける日」「給付を受領／役務提供を受ける場所」「（検査を行う場合）検査完了日」「（現金以外の方法で支払う場合）報酬の支払方法に関する必要事項」
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買ったたき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

- 発注事業者の義務の具体的な内容などは、政省令・告示などで定めております。詳細な法律等の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。
- 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、項目④～⑦については、厚生労働省（都道府県労働局）までお問合せください。



内閣官房



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省

令和6年6月改訂 リーフレットNo.13

事業主の皆さまへ

労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、
電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも...

- ・ 足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届
(労働安全衛生法第88条に基づく届出)
- ・ 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
- ・ 特定元方事業者の事業開始報告

など多くの届出等が電子申請可能です



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html

電子申請の詳細は
こちらからご確認ください。

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください！



厚生労働省労働基準局
広報キャラクター たしかめたん



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

・ 都道府県労働局 ・ 労働基準監督署

愛知労働局では、最低賃金の履行確保を図るため、令和6年1月から3月にかけて県内の14の労働基準監督署（支署）において、愛知県最低賃金に近い賃金額の労働者が多いと思われる業種等の事業場を中心に監督指導を実施しました。

監督指導結果の概要は以下のとおりです。

（１）監督指導の実施事業場数

675事業場

うち、最低賃金法違反があったもの 98事業場（全体の14.5%）

（２）最低賃金未満の労働者の状況及び違反の傾向

- ① 監督実施事業場の全労働者数10,625人のうち、愛知県最低賃金未満であった者は261人（2.5%）で、そのうち約7割が女性でした。
- ② 最低賃金未満であった261人を年齢別に見ると、65歳以上の労働者が全体の約30%と最も多く、次いで20歳代労働者が約15%となっています。
- ③ 最低賃金未満であった労働者のうち、8割以上が非正規の労働者でした。
- ④ 監督を実施した事業場のうち、主な業種の違反率は次のとおりです。
 - ・ 製造業：18.8%
 - ・ 卸売業、小売業：14.1%
 - ・ 宿泊業、飲食サービス業：16.1%
 - ・ 生活関連サービス業、娯楽業：10.3%

（３）監督実施事業場の最低賃金に対する認識

監督を実施した675事業場のうち、「適用される最低賃金額を知っている」は、606事業場（89.8%）、「最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用されることは知っている」のは、64事業場（9.5%）であり、「最低賃金が適用されることを知らなかった」のは、5事業場（0.7%）でした。

（４）違反事業場の最低賃金額以上を支払っていなかった理由

違反のあった98事業場のうち、最低賃金以上の賃金を支払っていなかった理由は、「適用される最低賃金額を知らなかった」が、21事業場（21.4%）で最も多く、次いで「賃金を時間額に換算して比較していなかった」が、19事業場（19.4%）でした。

最低賃金額以上の賃金を支払っていなかった理由の中には、「売上減・コスト増により最低賃金を払うことができなかった」、「労働者本人との合意があれば最低賃金未満でも良いと思っていた」、「高齢者には適用されないと思っていた」等の回答がありました。

監督指導結果の概要は以上です。

最低賃金が全ての労働者のセーフティーネットである点を踏まえて、結果を見ますと、監督実施事業場全体に対し、違反率が10%を超える高い数字となっており、「最低賃金額を知らない」事業場が約10%あることなどから、改正最賃額についての認識が不足している事業場が一定割合あり、また、最低賃金額以上を支払っていなかった理由として「労働者本人との合意があれば最低賃金未満でも良いと思っていた」や「高齢者には適用されないと思っていた」等と回答する最低賃金制度を理解していない事業場も認められることから、改正最賃額、最低賃金制度等の周知、徹底を図る必要があると考えています。

復職時（休職期間満了直前）の対応

有田労務管理事務所 社会保険労務士 有田 知史 氏

今回は、復職時（休職期間満了直前）の対応について説明をしていきたいと思います。これで、全3回にわたるメンタルヘルス不調の対応について完結となります。

最後の段階である復職では、以下の3つを中心に話したいと思います。

1. 復職の判断基準
2. 復職判断にあたっての判断材料
3. 判断材料において見るべき指標

復職段階では、復職の判断に際して適切な判断ができているかが最も重要になってきます。というのも、ここで企業が判断を誤ってしまい、トラブルになることが一番多いからです。特に多いのは、復職させるべき休職者であるにもかかわらず、休職満了による自然退職扱いとしてしまうケースです。また、先のケースに比べてあまり問題が表面化しないのですが、復職させるべきではない休職者を復職させてしまい、メンタルヘルス不調が悪化してトラブルになったケースも少なからず存在します。

これらのトラブルを防ぎ、休職から復職させるべき休職者は復職させ、復職させるべきではない休職者は復職させない、という判断を適切に実施するためには、上記の3つをしっかりと理解することが重要となります。

1. 復職の判断基準

まず、復職の判断基準が何かですが、これは「休職期間満了時点までに『治癒』されている」のであれば復職が認められるということになります。そこで、ここでいう「治癒」とは何かを明確にすることが重要になってきます。

判例では、「治癒」とは「従前の職務を通常の程度に行える健康状態に復したときをいう」（平仙レース事件 浦和地判昭和40年12月16日ほか）とされています。

したがって、原則、①休職期間満了時点までに②休職前の職務を③健康時と同じように働ける健康状態に、戻っていれば復職、戻っていないのであれば退職、という二択になります。ただし、休職期間満了時まで復職できない場合は、退職という従業員に重大な不利益をもたらすことになるため、休職期間満了時において、判例で例外的に修正が加えられており、この例外が判断基準を複雑にする要因となっています。誌面の都合上、詳細な説明は省きますが、例外をまとめると下表のようになります。

	職種限定あり	職種限定なし
軽易な業務への配転措置	休職前の職務には復帰できないが、比較的短期間（2～3か月程度が目安）で復帰可能な場合は、その間、軽易な業務をさせたり、就業上必要な配慮をして復職をさせる	
他の業務への配転措置	原則不要 ※休職前の職務についてのみ、健康時と同じように働ける健康状態に回復したか判断すればよい	休職前の職務では復帰できないが、①他の業務に配転する可能性があり、②当該業務であれば健康時と同じように働けることができ、③それを従業員が希望する場合、は当該業務での復職をさせる

例外は2つあり、職種限定がされているかどうかでも対応が変わってきます。なお、令和6年4月からは、雇用契約書に「業務の変更の範囲」、「就業場所の変更の範囲」を記載することになったので、そこで職種限定がされているかどうか確認することができます。

いずれの場合も休職期間満了時点では復職の判断基準を満たさないのですが、少し待てば「治癒」が見込める、他の業務なら通常どおり働ける、といったような場合は退職ではなく復職をさせることになります。なお、休職期間途中での復職はこのような例外はありません。

2. 復職判断にあたっての判断材料

復職の判断基準が何か分かったところで、次に、企業はそれを判断するための材料を収集する必要があります。判断材料としては以下のものがあります。

- ・主治医の見解（診断書）
- ・産業医（又は会社の指定する医師）の意見
- ・試し出勤（リハビリ出勤）・リワークの結果
- ・生活記録（リズム）表の結果
- ・休職中の言動

等

ここでよくある失敗例としては、主治医の診断書のみで復職の判断をしてしまっているケースです。私は、これはある誤解が原因だと考えています。それは、専門家である主治医が「復職できる」と言っているから復職させた、というものです。これは大きな誤りで、あくまでも復職の判断をするのは企業であり、主治医ではありません。近時の裁判例の傾向でも、企業の復職の判断においては主治医の診断書を重視しつつ、「医学的知見に基づく十分な証拠を必要とする」としており、主治医の診断書のみで判断をした場合、「企業は十分な証拠（判断材料）がないまま判断をしてしまった」と、その判断を否定される可能性も十分考えられます。したがって、復職の判断にあたっては、主治医の診断書が重要な判断材料になるが、あくまでも判断材料の1つにすぎないことに注意する必要があります。

また、「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き～メンタルヘルス対策における職場復帰支援～（厚生労働省）」にも、「現状では、主治医による診断書の内容は、病状の回復程度によって職場復帰の可能性を判断していることが多く、それはただちにその職場で求められる業務遂行能力まで回復しているか否かの判断とは限らないことにも留意すべきである。また、労働者や家族の希望が含まれている場合もある。」と、診断書が必ずしも判断材料として適切であるとは限らないように読める記載があることから、やはり診断書のみで判断するのではなく、主治医への意見聴取、産業医等他の医師への受診等が必要になってきます。

3. 判断材料において見るべき指標

最後に、十分な判断材料を収集したら、その材料のどこに注目をすればよいかを説明します。

具体的には以下の指標に注目することになります。

- ・労働者が職場復帰に十分な意欲を示していること
- ・勤務日に始業・終業時刻を守って所定労働時間（〇時間）働けること
- ・時間外労働ができること（月〇時間程度）
- ・通勤時間帯に一人で安全に通勤ができること
- ・業務に最低限度必要とされる作業（事務処理、PC操作、軽度の身体的作業）を遂行することができること
- ・通常業務による疲労が翌日までに十分回復すること
- ・他の従業員とコミュニケーションをとって協調して仕事ができること
- ・適切な睡眠覚醒リズムが整っていること
- ・投薬の影響等による昼間の眠気がないこと
- ・業務遂行に必要な注意力・集中力が回復していること
- ・国内出張ができること

参考：厚生労働省「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き～メンタルヘルス対策における職場復帰支援～」を一部改変

4. まとめ

今まで見てきた内容をまとめると、主治医の診断書だけではなく、さまざまな判断材料を収集し、その材料で見るべき指標を確認し、復職の判断基準を満たすかどうか、という流れで企業が復職させるかどうかを判断することになります。

今回は、メンタルヘルス不調に関連してパワハラについての解説をしたいと思います。これは、メンタルヘルス不調の申告がされると同時に、その原因が上司からのパワハラであるとの相談がされるケースが多くなってきているからです。

次回が最終回となりますが、最後までお付き合いください。



有田労務管理事務所 社会保険労務士
ありた ともふみ
有田 知史

2010年より7年間、地元金融機関にて融資・渉外業務を担当。

2017年、有田労務管理事務所入所。社会保険労務士のほか、中小企業診断士、行政書士、産業カウンセラー等の資格を活かし、人事労務相談や就業規則の改定のほか、経営戦略の策定、創業・資金調達などの分野で企業の支援を行っている。愛知県労働講座講師。

リスクアセスメントセミナー・安全衛生相談会を 岡谷鋼機名古屋公会堂で同時開催

本年度リスクアセスメントセミナー（名古屋会場）は、愛知県下労働基準協会が主催し、愛知労働局の共催により、9月30日（月）、岡谷鋼機名古屋公会堂4階ホール（名古屋市昭和区）において、現地及びWEB同時開催により行われました。

当日は、会場とWEB視聴をあわせて500名近くと大変多くの方にご参加いただき、リスクアセスメントへの関心の高さがうかがわれました。

最初に、第1部として濱田 勉 氏（濱田安全衛生マネジメント合同会社 CEO）より、「所感！長くリスクアセスメントの普及促進に携わって」と題して、リスクアセスメントのポイントについて講演をいただき、リスクアセスメントを進めて行く際の留意点として、個人の頑張りに依存するのではなく、仕組で調査する視点や周囲の理解を得ながら進めること等が肝要である旨の説明がありました。

次に第2部として、愛知労働局 半田労働基準監督署 安全衛生課長 松井 賢介 氏により、「リスクアセスメント ～自律的な安全衛生管理の基礎として～」と題し、「安全を理解する」、「リスクアセスメントとは」、「リスクの見積もりと記録シート」、「対策の考え方」、「安全はマネジメント」の項目で講演が行われました。

「安全経営あいちへ」の項目では、愛知労働局はリスクアセスメントを通じ、P（生産性）、Q（品質）、C（原価）、D（納期）、S（社会）、M（士気）、E（環境）はひとつにできるとし、安全管理を事業運営と一体的に行うことで、生産性、品質、コスト、環境なども一体的に管理向上させることができる、戦略的に管理する経営手法、「安全経営あいち®」を提唱している旨の説明がありました。

なお当日は、濱田氏を特別相談員に迎え、セミナー参加者を対象として「リスクアセスメント・安全衛生特別相談会」を行いました。

会場での対面相談はもちろんのこと、WEB参加者によるオンライン相談も行い、相談者のみなさまが日ごろ事業場でのリスクアセスメントや労働安全衛生管理の困りごとを熱心に質問相談される様子がうかがえました。

相談会は、事前予約で相談枠が満席になり大変盛況の中、終了しました。



濱田安全衛生マネジメント合同会社 濱田CEO



半田労働基準監督署 松井課長



会場全景

リスクアセスメントセミナー（名古屋）開催決定！

日 時 2025年3月10日（月） 13：30～16：30
会 場 岡谷鋼機名古屋公会堂4階ホール（名古屋市昭和区鶴舞1丁目1-3）
W E B LIVE配信 Zoomウェビナー
講 師 濱田 勉 氏（濱田安全衛生マネジメント合同会社 CEO）
村木 豊 氏（豊田労働基準監督署 安全衛生課長）
★好評につき、「リスクアセスメント・安全衛生 特別相談会」も同時開催します。

申込みは、12月～受付開始（予定）です。
講演内容の詳細が決まり次第、会報誌や開催案内チラシにてご案内します。

リスクアセスメントセミナーを西尾コンベンションホールで開催

9月20日（金）、西尾コンベンションホールにおいて当協会及び西尾労働基準協会が主催し、愛知労働局、西尾労働基準監督署の共催にてリスクアセスメントセミナーを開催しました。

冒頭に岡崎労働基準監督署西尾支署長 浦本 尚一 氏によるあいさつがあり、続いて第1部「全国労働衛生週間説明会」、第2部では安全衛生コンサルタントの宮崎 剛匡 氏による「リスクアセスメントセミナー」が行われました。

自律的な化学物質管理の進め方について（応用編） ～化学物質管理者の職務について理解しよう！～を開催

愛知健康安全交流会

当協会の愛知健康安全交流会は、9月27日（金）、名古屋国際会議場 会議室431+432において、会場参加（WEB同時配信）により「自律的な化学物質管理の進め方について～化学物質管理者の職務について理解しよう！～応用編」を開催し、企業の安全衛生担当者や管理者等が受講されました。

冒頭、当協会 事務局長代理 塩谷 欽一より、本セミナーを主催する愛知健康安全交流会について説明があった後、講師の労働安全衛生コンサルタント 土屋 真知子 氏（土屋真知子労働安全衛生コンサルタントオフィス 代表）より、自律的な化学物質管理に係る講演が行われました。

最初に、講師に多く寄せられているクリエイトシンプルに関する質問や疑問点について、解説が行われました。続いて、①製造・取扱いする化成品が多数の化学物質の混合物である場合のリスクアセスメントの方法、②GHSの最新の情報を踏まえたSDSの入手が困難な場合等への対処法、③化学物質管理者等が従事労働者を教育する時に留意する事項、④特別則の規制を全て遵守できていない場合の新たな規制「濃度基準値等」への向き合い方、⑤第三管理区分となった単位作業場所に対する「作業環境管理専門家」の意見の受け止め方について、わかりやすく解説がありました。

最後に、保護具の理解を深めていただくために、(株)重松製作所 名古屋営業所 所長 池谷 洋輔氏より、保護具のポイントについて説明が行われました。

なお、今後の開催予定は次のとおりです。7月（基礎編）、9月（応用編）でいただいた質問などもふまえた内容となります。

11月 6日（水）	自律的な化学物質管理の進め方について（基礎編）	於：名古屋国際会議場【申込受付中】
12月20日（金）	自律的な化学物質管理の進め方について（応用編）	於：名古屋国際会議場



講師 土屋 氏



講演の状況

労働法の基礎を分かりやすく学ぶ無料セミナーをアイプラザー宮で開催

当協会は、10月18日（金）、アイプラザー宮小ホールにおいて、県下14の地区労働基準協会と共催により無料セミナーを開催し、企業の労務担当者等が受講されました。

本無料セミナーは、職場の労働トラブルを解決・防止するために、2021年度から続いて、本年度は昨年度と同様に労働基準法、労働安全衛生法及び労働保険に関する労働実務基礎講座として、動画、ゲー・チョキ・パー3折式労働クイズ、労働小話を交えながら、また、途中でリフレッシュ体操を取り入れながら、分かりやすく解説しました。

豊富な上映スライドのテキスト冊子に加えて、職場に戻ってからも実務に役立つ教本（労務管理の早わかり）を配付し、好評を得ています。

セミナーの冒頭には、ご後援をいただいています愛知労働局 一宮労働基準監督署 副署長 三宅貴之 氏よりご挨拶をいただき、最低賃金改定等の最近の労働基準行政の動向について、説明がありました。

ご挨拶の後、各講師より次の内容で講演が行われました。

◆労働トラブル発生時の企業責任と労働基準協会の活動内容

講師：一般社団法人 名北労働基準協会 副会長・専務理事 市之瀬 高司 氏

◆労働安全衛生法の概要と労働保険制度の概要

講師：一般社団法人 名北労働基準協会 理事・事務局長 石田 和彦 氏

◆労働基準法の概要 / 今後の労務・安全衛生管理に向けて

講師：市之瀬 高司 氏



副署長 三宅 氏



講師 市之瀬 氏



講師 石田 氏

また、当日、本セミナー終了後、参加者より講師に個別に労働相談をされていました。

本セミナーは、本年度10回の開催を計画し、次回は、11月6日（水）、岡崎市シビックセンター コンサートホールコロネットで開催されます。

以降は、11月25日（豊川市）、12月3日（西尾市）、来年2月予定（尾張旭・瀬戸地域）、同3月12日（名古屋市）で開催されます。



体操でリフレッシュ中！



労働クイズ中！

新春懇談会 開催案内

当協会は新春懇談会を以下のとおり開催します。会員事業場の皆様には12月中旬頃にご案内状をお送りしますので、よろしくお願いいたします。

- (1) 日 時 2025年1月20日（月）15時30分～18時30分
(2) 場 所 名古屋クラウンホテル 5F 鶴の間（名古屋市中区栄1-8-33）
(3) 次 第 ①新春講演会（15時30分～17時00分）
（予定）（内容が決定しましたら別途ご案内します。）
②意見交換会（懇親会）（17時15分～18時30分）
・会場：名古屋クラウンホテル6F 絢の間 ・参加費：無料 ※2人目以降は有料

第12回がん就労を考える会 報告

（公社）愛知県医師会およびNPO法人愛知がんセンターネットワーク、（一社）仕事と治療の両立支援ネットーブリッジ共催、愛知県および当協会「後援」により、9月29日（日）に「がんとお金、がんと仕事 ～経済毒性を考える～」をテーマに、医療従事者、企業関係者、がん患者およびその家族などを対象として、会場（日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院研修ホール）およびオンライン配信で開催されました。

愛知県がんセンター 薬物療法部 本多 和典 氏による「がんの経済毒性」と題した特別講演にはじまり、各分野の専門家による教育講演、パネルディスカッションが行われました。

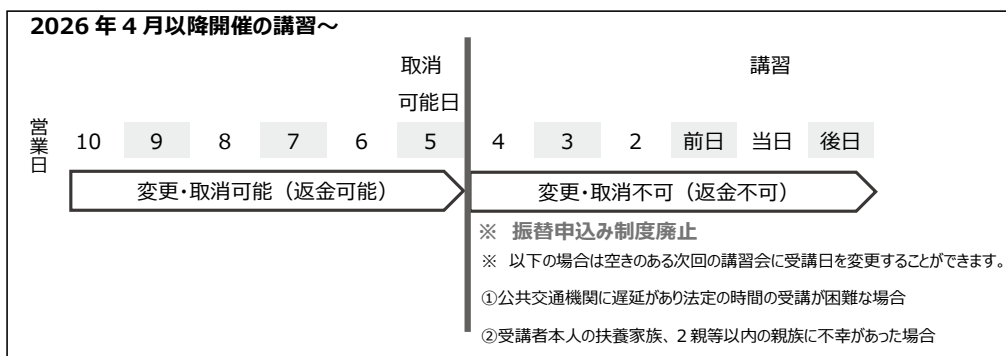
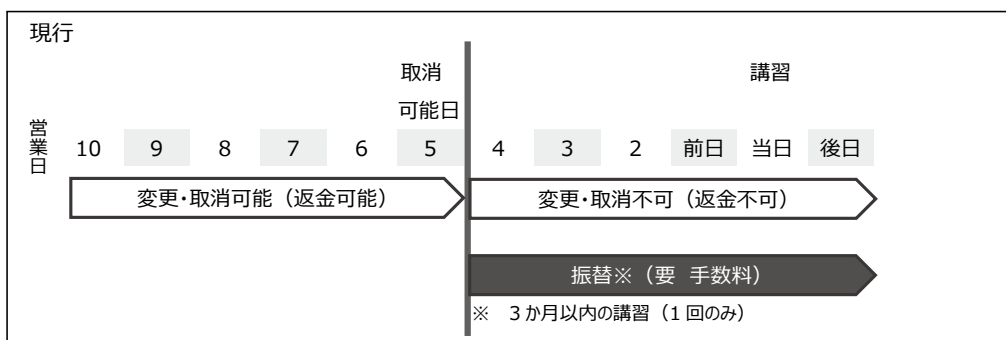
【愛知労働基準協会の講習について】 振替申込み制度廃止のお知らせ（2026年4月1日より）

当協会では、2026年4月以降開催の講習より「振替申込み制度」を廃止することになりましたので、お知らせいたします。

当協会の各講習には、取消可能日を設定しております。取消可能日までは受講日の変更、受講のキャンセルをすることができますが、取消可能日を過ぎるとこれらの変更ができなくなります。

取消可能日以降に受講日を変更する場合は、有料による振替申込（振替申込み制度）をうけたまわっていましたが、2026年4月以降開催の講習よりこの振替申込み制度が廃止となりますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

◎変更内容



技能講習等講習会予定表

		学 科		実 技					
		日	会 場	日	会 場	日	会 場	日	会 場
フォークリフト運転 (31Hコース)	11月	1	ポーラ名古屋ビル	3.10.17 8.11.12	トヨタL&F北名古屋 NSB東海	5.6.7	NSB東海	6.7.8	トヨタL&F白金
		8	ポーラ名古屋ビル	13.14.15	NSB東海	18.19.20	トヨタL&F白金		
		8	トヨタ教育センター	9.10.11	トヨタ教育センター	16.17.18	トヨタ教育センター		
		18	ポーラ名古屋ビル	19.20.21	NSB東海	21.22.25	トヨタL&F白金	26.27.28	トヨタL&F白金
		19	とよはし産業人材センター	20.21.22	とよはし産業人材センター				
	12月	2	ポーラ名古屋ビル	3.4.5	NSB東海	6.9.10	NSB東海	8.15.22	トヨタL&F北名古屋
		10	NSB東海	11.12.13	NSB東海	16.17.18	NSB東海		
	1月	7	ポーラ名古屋ビル	8.9.10	NSB東海	14.15.16	NSB東海	12.19.26	水谷運輸倉庫
		16	NSB東海	17.20.21	NSB東海	22.23.24	NSB東海		
		20	とよはし産業人材センター	21.22.23	とよはし産業人材センター				
		31	ポーラ名古屋ビル	2/3.4.5	NSB東海	2/6.7.10	NSB東海	2/9.16.23	水谷運輸倉庫

	講習会	会場	11月	12月	1月
ガス溶接 【学科1日 実技1日】	(学) ポーラ名古屋ビル		20	11	8
	(実) トヨタ教育センター		23	14	11
	(学) ポーラ名古屋ビル		5		
	(実) 愛知製鋼㈱		8		
	(学) とよはし産業人材センター		6		
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者 【学科2日 実技1日】	(学) 日本車輛製造㈱		10		
	ポーラ名古屋ビル	(学) 12.13	(学) 17.18	(学) 14.15	
		(実) 14or15	(実) 19or20	(実) 16or17	
		(学) 19.20	(学) 23.24	(学) 27.28	
		(実) 21or22	(実) 25or26	(実) 29or30	
	とよはし産業人材教育センター	(学) 26.27			
		(実) 28or29			
	アイプラザ半田	(学) 10.11			
		(実) 12or13			
	アイプラザ半田	(学) 14.15			
有機溶剤 作業主任者 【学科2日】	(実) 18or19				
	江南市民文化会館		(学) 4.5		
		(実) 12or13			
	ポーラ名古屋ビル		5.6	5.6	16.17
			14.15	11.12	27.28
	豊川市文化会館		25.26	23.24	
	とよはし産業人材教育センター		27.28		
特定化学物質 及び 四アルキル鉛等 作業主任者 【学科2日】	アイプラザ半田				29.30
	トヨタ教育センター		28.29		
	ポーラ名古屋ビル		5.6		20.21
			7.8	7.8	14.15
			11.12	17.18	21.22
	トヨタ教育センター		18.19		
プレス機械作業 主任者【学科2日】	とよはし産業人材教育センター		21.22		
	アイプラザ半田		25.26		
乾燥設備作業主任者【学科2日】	アイプラザ豊橋		12.13	3.4	
				12.13	
はい作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		27.28	9.10	
			11.12		
石綿作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		27.28	9.10	
			2.3	5.6	
鉛作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		12.13	2.3	9.10
			5.6		

	講習会	会場	11月	12月	1月
技能講習	ショベルローダー等運転 【学科1日実技3.5日】	(学) 豊和工業㈱	18		
		(実) ポリテクセンター	19.20.21.22		
			25.26.27.28		
	アーク溶接 【学科1.5日実技1.5日】	(学) SDG	11.12	16.17	20.21
		(実) SDG	13or14	18or19	22or23
特別教育	テールゲートリフター 特別教育【学科・実技】	アイシン教育センター	6	9	9
			25		
	自由研製といし磨書・試験機【学科・実技1日】	ポーラ名古屋ビル	11	16	20
	機械研削といし 取替 試運転 【学科1日実技0.5日】	トヨタ教育センター	(学) 12		
			(実) 13or14		
	産業用ロボット (検査・教示) 【学科2日実技1日】	(学) ポーラ名古屋ビル		9.10	27.28
		(実) 三菱電機		11or12or13	29or30or31
		(学) エイジェック	11.12		
		(実) エイジェック	13or14or15		
		(学) トヨタ教育センター		12.13	
能力向上等		(実) トヨタ教育センター		17or18or19	
	粉じん【学科1日】	ポーラ名古屋ビル		2	
	ダイオキシシン【学科1日】	ポーラ名古屋ビル		9	
	石綿作業従事者【学科1日】	ポーラ名古屋ビル			31
	低圧電気 【学科1日実技1日】	ポーラ名古屋ビル	(学) 7	(学) 12	(学) 18
			(実) 8	(実) 13	(実) 19
	フルハーネス (6H) 【学科・実技1日】	ポーラ名古屋ビル	1	4	31
			13		
	安全衛生推進者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		5.6	
	安全管理者選任時【学科2日】	市民会館		3.4	
勉強会	局所排気装置等 自主検査者 【学科2日実技1日】	ポーラ名古屋ビル		(学) 16.17	(学) 20.21
				(実) 18or19or20	(実) 22or23or24
	マスコットテスト【学科1日】	名古屋市公会堂		10	
	石綿調査者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	25.26	23.24	9.10
	化学物質管理者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	18.19		
	化学物質管理者【学科1日】	ポーラ名古屋ビル		13	
勉強会	衛生管理者(一種)【学科4日】	ポーラ名古屋ビル		10.11.12.13	
	エックス線作業主任者【学科4日】	ポーラ名古屋ビル			21.22.23.24

日付の 表示は、土・日・祝日です。

研修などの名称	11月	12月	1月
労働法の基礎を分かりやすく学ぶ無料セミナー	6 岡崎市ビックセンター	3 西尾コンベンション ホール	
	25 豊川市文化会館		
化学物質セミナー(基礎・応用)	6 名古屋国際会議場 (基礎編)	20 名古屋国際会議場 (応用編)	
労災保険実務講座	27		
技能実習制度に替わる新たな育成就労制度を学ぶ セミナー		12 名古屋国際会議場	

上記で会場の記載のないものはポーラ名古屋ビルで実施します。

フォークリフト外国語コース 中国語講座 ポルトガル語講座 ベトナム語講座	学科【2日】	12/7. 8
		ポーラ名古屋ビル
	実技【3日】	12/9. 10. 11
		トヨタL&F白金オフィス